

東部公園のプール再整備・萩山公園のプール跡地活用に関する公民連携事業に関して、令和7年12月17日付で事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき、その内容を公表する。

令和7年12月22日

小平市長 小林 洋子

1.公共施設等の名称

東部公園のプール再整備・萩山公園のプール跡地活用に関する公民連携事業

2.公共施設等の立地

東京都小平市花小金井六丁目13番1号及び東京都小平市小川東町四丁目4番1号

3.選定事業者の商号又は名称

東京都小平市学園西町3-28-21

小平東部・萩山公園PFI株式会社

代表取締役 佐藤史幸

4.公共施設等の整備等の内容

- (1) プロジェクトマネジメント業務
- (2) 企画・設計業務
- (3) 整備・開発業務
- (4) 維持管理業務
- (5) 運営業務

5.契約期間

令和7年12月17日から令和8年3月31日まで

6.契約金額

4, 656, 416, 073円（消費税込み）

7.事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下のとおり事業契約書に定めている。

- 本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等
- 本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等
- 本施設引渡し前の市による任意解除
- 本施設引渡し前の法令変更による契約解除等
- 本施設引渡し前の不可抗力による契約解除
- 本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等
- 本施設引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による契約解除等
- 本施設引渡し以後の市による任意解除
- 本施設引渡し以後の法令変更による契約解除等
- 本施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等

8.契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下のとおり事業契約書に定めている。

- 本事業契約終了に際しての処置
- 終了手続の負担